

## 申合せ7ー審査会及び審査方法に関する申合せ

(平成16年2月18日制定申合せ第7号)

改正 平成19年4月1日

平成25年10月16日

平成27年4月1日

(審査会)

1条 審査会は、公開されるものとする。

2条 審査会においては、原則として、主査が司会するものとする。

(審査方法)

3条 審査会は、次の3点について審査する。

- (1) 筆頭著者としての資格はあるか。
- (2) 研究方法は適切であるか。
- (3) 新知見は何か。

4条 申請者は研究の内容を発表し、審査会出席者の質問に回答しなければならない。

5条 審査会の発表・討議時間は、原則として20分発表、20分討議とする。

6条 最終試験又は学力確認の標語は、A(80点以上)、B(70点台)、C(60点台)、D(60点未満)とし、Dは不合格とする。

附 記

この申合せは、平成16年2月18日から実施する。

附 記

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成25年10月16日から実施する。

附 記

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。